別記歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分の歳出の表都道府県の項の欄及び目の欄中

「	7	法人事業税交付金
	8	地方消費税交付金
	9	ゴルフ場利用税交付金
	10	環境性能割交付金
	11	軽油引取税交付金
	12	国有提供施設等所在市町村助成交付金

を

」	7	法人事業税交付金
	8	地方消費税交付金
	9	ゴルフ場利用税交付金
	10	環境性能割交付金
	11	利子割精算金

「	1	法人事業税交付金
	1	地方消費税交付金
	1	ゴルフ場利用税交付金
	1	環境性能割交付金
	1	軽油引取税交付金
	1	国有提供施設等所在市町村助成交付金

を

」	1	法人事業税交付金
	1	地方消費税交付金
	1	ゴルフ場利用税交付金
	1	環境性能割交付金
	1	利子割精算金
	2	旧法による軽油引取税交付金

に改める。

別記歳入予算に係る節の区分の表節の欄中「もの」の次に「及び項の区分を軽自動車税とし目の区分を環境性能割とするもの」を加える。

（地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第八条　地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十六号様式別表一記載要領４及び第十六号の五様式記載要領５の改正規定中「「第74条の４第３項第２号」を「第74条の４第３項第１号」」を「「同条第３項第２号」を「同条第３項第１号」」に改める。